



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

○ 沖縄県石油価格調整税条例 (税務課) 1

公 告

○ 補正予算の公表 (財政課) 7

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県石油価格調整税条例 (条例第1号)

- 1 地方税法第4条第3項の規定に基づき、法定外普通税として石油価格調整税を課することとした。(第1条)
- 2 この条例における用語の意義について定めることとした。(第2条)
- 3 石油価格調整税は、元売業者の揮発油の販売に対し、当該元売業者に課することとした。(第4条)
- 4 課税標準は、揮発油の販売に係る数量から貯蔵及び輸送により減少すべき揮発油の数量に相当する数量で規則で定めるものを控除した数量とすることとした。(第5条)
- 5 税率は、揮発油1キロリットルにつき1,500円とすることとした。(第10条)
- 6 元売業者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に行った揮発油の販売に係る数量及び税額を申告し、納付することとした。(第12条)
- 7 施行期日は、法第259条の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日とすることとした。(附則第1項)
- 8 この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第4項)

条 例

沖縄県石油価格調整税条例をここに公布する。

平成27年 3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第1号

沖縄県石油価格調整税条例

(課税の根拠)

第1条 県内における石油製品の価格の調整及び安定的供給を図るため、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第4条第3項の規定に基づき、石油価格調整

税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 揮発油 揮発油税法（昭和32年法律第55号）第2条第1項に規定する揮発油（同法第6条において揮発油とみなされるものを含み、同法第16条第3項に規定する灯油に該当する揮発油及び航空機燃料税法（昭和47年法律第7号）第2条第2号に規定する航空機燃料に該当する揮発油を除く。）をいう。

(2) 元売業者 揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油を販売することを業とするもので知事が指定するものをいう。

(賦課徴収)

第3条 石油価格調整税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めがあるもののほか、沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の定めるところによる。この場合にお

いて、同条例第3条第1項中「(11) 固定資産税」とあるのは 「(11) 固定資産税」
「(12) 石油価格調整税」

と、同条例第10条中「この条例」とあるのは「この条例又は沖縄県石油価格調整税条例（平成27年沖縄県条例第1号）」と、同条例第11条中「この条例」とあるのは「この条例若しくは沖縄県石油価格調整税条例」とする。

(納税義務者等)

第4条 石油価格調整税は、元売業者の揮発油の販売（他の元売業者への販売を除く。）に対し、当該元売業者に課する。

(課税標準)

第5条 石油価格調整税の課税標準は、揮発油の販売に係る数量から貯蔵及び輸送により減少すべき揮発油の数量に相当する数量で規則で定めるものを控除した数量とする。

(納税管理人)

第6条 石油価格調整税の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下「住所等」という。）を有しない場合においては、納付に関する一切の事項を処理させるため、那覇県税事務所の所管区域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、又は那覇県税事務所の所管区域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管

理人として定めることについてこれを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る石油価格調整税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第7条 前条第2項の認定を受けていない石油価格調整税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(みなす課税)

第8条 石油価格調整税は、第4条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費又は譲渡に対し、当該消費又は譲渡を同条の販売と、当該消費又は譲渡をする者を同条の元売業者とみなし、当該消費又は譲渡をする数量を課税標準として、それぞれ当該消費又は譲渡をする者に課する。

(1) 元売業者が揮発油を自ら消費する場合における当該揮発油の消費

(2) 次条第1項第3号の規定の適用を受けた揮発油を購入した者が同号の用途以外の用途に供するため当該購入に係る揮発油を自ら消費する場合における当該揮発油の消費

(3) 次条第1項第3号の規定の適用を受けた揮発油を購入した者が他の者に当該購入に係る揮発油を譲渡する場合における当該揮発油の譲渡

(4) 元売業者以外の者が揮発油の精製又は輸入若しくは県外からの移入（以下「精製等」という。）をして、当該精製等に係る揮発油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該揮発油の消費又は譲渡

- 2 元売業者が所有する揮発油が強制換価手続（法第13条の2第1項第1号に規定する強制換価手続をいう。）により換価される場合には、当該元売業者がその換価の時に当該揮発油を販売したものとみなし、当該揮発油の数量を課税標準として、当該元売業者に石油価格調整税を課する。

- 3 元売業者が揮発油の販売業を廃止し、又は元売業者の指定を取り消された時に揮発油を所有している場合には、当該元売業者が揮発油の販売業を廃止し、又は元売業者の指

定を取り消された時に当該揮発油を販売したものとみなし、当該揮発油の数量を課税標準として、当該所有している者に石油価格調整税を課する。

4 揮発油の消費で次に掲げるものは、第1項第1号又は第4号の揮発油の消費に含まれないものとする。

(1) 元売業者が揮発油を使用して揮発油以外の炭化水素油を製造する場合における当該揮発油の消費

(2) 元売業者又は揮発油の精製等をした元売業者以外の者が揮発油をガスその他規則で定める石油化学製品の製造のための原料用その他の規則で定める用途に消費する場合の当該揮発油の消費

(課税免除)

第9条 次に掲げる元売業者の揮発油の販売に対しては、石油価格調整税を課さないものとする。

(1) 元売業者の揮発油の販売で輸出として行われるもの

(2) 元売業者の揮発油の販売で県外移出として行われるもの

(3) 元売業者の揮発油の販売でガスその他規則で定める石油化学製品の製造のための原料用その他の規則で定める用途に消費するためのものとして行われるもの

(4) 元売業者の揮発油の販売で既に石油価格調整税を課された揮発油に係るもの

2 前項の規定は、同項の販売をした元売業者が、当該販売をした日の属する月分の第12条第1項に規定する申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に、当該販売が前項各号のいずれかに該当するものであることを証する書類として規則で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

(税率)

第10条 石油価格調整税の税率は、揮発油1キロリットルにつき1,500円とする。

(徴収の方法)

第11条 石油価格調整税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付)

第12条 元売業者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に行った揮発油の販売に係る石油価格調整税の課税標準たる数量（以下「課税標準量」という。）、税額その他規則で定める事項を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

- 2 第8条第1項第1号に規定する元売業者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における消費に係る石油価格調整税の課税標準量及び税額を前項の申告書に併せて記載しなければならない。
- 3 第8条第1項第2号から第4号まで、第2項又は第3項に規定する者にあつては、当該消費、譲渡、精製等に係る消費若しくは譲渡、換価又は所有の日から10日を経過する日までに、当該消費、譲渡、精製等に係る消費若しくは譲渡、換価又は所有に係る石油価格調整税の課税標準量、税額その他規則で定める事項を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。
- 4 前3項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準量又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定める修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(返還の場合の還付等)

第13条 元売業者が揮発油の販売を行った後、販売契約の解除によりその販売に係る揮発油の全部又は一部の返還を受けた場合において、その販売に係る石油価格調整税がまだ納付されていないときは、当該揮発油の販売は行われなかったものとみなし、既に石油価格調整税額の全部又は一部が納付されているときは、当該納付に係る石油価格調整税額のうち当該返還された揮発油に対応する部分の税額を、当該元売業者の申請により、還付するものとする。この場合において、元売業者は、その返還があつたこと及びその数量を証するに足りる書類を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により石油価格調整税額を還付する場合には、元売業者の還付の申請があつた日から起算して10日を経過した日を法第17条の4第1項各号に掲げる日とみなして同項の規定を適用する。

(販売業の開始等の届出)

第14条 揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油を販売することを業とするものは、当該販売を開始しようとする日の5日前までに、当該販売を開始しようとする日その他規則で定める事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書を提出した者は、届け出た事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から5日以内に、その旨を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

い。ただし、県内における揮発油の販売業を廃止しようとする場合においては、廃止しようとする日の5日前までに、その旨を記載した届出書を提出しなければならない。

(記帳義務)

第15条 元売業者は、規則で定めるところにより、揮発油の精製等、販売又は貯蔵に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

(更正、決定等に関する通知)

第16条 法第20条の9の3第4項又は法第276条の規定による石油価格調整税に係る更正又は決定、法第278条の規定による石油価格調整税に係る過少申告加算金額及び不申告加算金額の決定並びに法第279条の規定による石油価格調整税に係る重加算金額の決定をした場合においては、通知書によりこれを納税義務者に通知する。

(不足税額等の納付の手續)

第17条 石油価格調整税の納税義務者は、前条の通知書により通知を受けた場合において、不足税額があるときは当該不足税額並びに法第277条第2項の規定による延滞金額及び法第278条の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は法第279条の規定による重加算金額をそれぞれ当該通知書の納期限までに納付しなければならない。

(課税地)

第18条 石油価格調整税を賦課徴収する課税地は、個人にあつては住所地又は主たる事務所若しくは事業所の所在地とし、法人にあつては主たる事務所又は事業所の所在地とする。ただし、県内に住所等を有しない者にあつては、その住所地又は主たる事務所若しくは事業所の所在地は、那覇県税事務所の所管区域内にあるものとみなす。

2 知事は、前項の規定による課税地を不相当と認める場合又はこれにより難いと認める場合には、同項の規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。

(知事の権限の委任)

第19条 知事は、石油価格調整税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項及び過料の徴収に関する事項を前条に規定する課税地を所管する県税事務所等（沖縄県税条例第2条第16号に掲げる県税事務所等をいう。）の長に委任する。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

(1) 過料の額の決定に関する事項

(2) 第3条の規定により読み替えて適用する沖縄県税条例第11条の規定により地域及び期日を指定して期限を延長すること。

(規則への委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油を販売することを業とするものについては、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に揮発油の販売を開始しようとするものとみなして、第14条の規定を適用する。この場合において、同条第1項中「当該販売を開始しようとする日の5日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から5日以内」とする。

(準備行為)

- 3 第14条の規定による届出は、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(この条例の失効)

- 4 この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに課した、又は課すべきであった石油価格調整税については、同日後もなおその効力を有する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成27年3月11日県議会の議決を経た補正予算の要領を別冊のとおり公表する。

平成27年3月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

補正予算の要領

平成26年度沖繩県一般会計補正予算（第4号）

平成26年度沖繩県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に20,517,512千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ762,817,112千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額		補正額	計
			千円	千円		
1	県	税				
		1 県民税	95,003,000	5,723,330	100,726,330	
		2 事業税	36,391,000	2,186,588	38,577,588	
		3 地方消費税	15,765,000	1,551,203	17,316,203	
		7 自動車取得税	14,964,000	2,167,932	17,131,932	
			632,000	△ 182,393	449,607	
2	地方消費税清算金		25,576,997	185,178	25,762,175	
3	地方譲与税		25,576,997	185,178	25,762,175	
		1 地方消費税清算金	21,303,030	2,802,208	24,105,238	
		1 地方法人特別譲与税	20,576,258	2,802,208	23,378,466	
			331,806	△ 61,292	270,514	
4	市町村たばこ税県交付金		331,806	△ 61,292	270,514	
		1 市町村たばこ税県交付金	198,550	44,741	243,291	
5	地方特例交付金		198,550	44,741	243,291	
		1 地方特例交付金	198,550	44,741	243,291	
6	地方交付税		206,561,258	2,752,750	209,314,008	
		1 地方交付税	206,561,258	2,752,750	209,314,008	
8	分担金及び負担金		1,081,703	△ 12,433	1,069,270	
		2 負担金	988,727	△ 12,433	976,294	
9	使用料及び手数料		11,514,683	△ 57,025	11,457,658	
		1 使用料	8,938,478	△ 44,025	8,894,453	
		3 証紙収入	2,327,042	△ 13,000	2,314,042	
10	国庫支出金		247,772,552	7,736,848	255,509,400	
		1 国庫負担金	41,714,474	△ 970,179	40,744,295	
		2 国庫補助金	203,947,900	8,773,427	212,721,327	
		3 委託金	2,110,178	△ 66,400	2,043,778	
11	財産収入		2,371,192	167,600	2,538,792	
		1 財産運用収入	1,488,689	6,988	1,495,677	
		2 財産売却収入	882,503	160,612	1,043,115	
13	繰入金		36,127,175	704,755	36,831,930	
		1 特別会計繰入金	120,965	△ 4,251	116,714	
		2 基金繰入金	36,006,210	709,006	36,715,216	

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
14 繰越金		1,679,567	1,679,568	3,359,135
	1 繰越金	1,679,567	1,679,568	3,359,135
15 諸収入		23,200,241	△ 115,616	23,084,625
	5 受託事業収入	2,906,564	△ 215,838	2,690,726
	6 収益事業収入	5,231,000	△ 102,223	5,128,777
	8 雑収入	2,905,661	202,445	3,108,106
16 県債		69,187,200	△ 1,033,100	68,154,100
	1 県債	69,187,200	△ 1,033,100	68,154,100
歳入	合計	742,299,600	20,517,512	762,817,112

歳出	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務費		81,527,969	△ 378,716	81,149,253
	1 総務管理費	18,080,127	△ 462,517	17,617,610
	2 企画費	20,018,735	652,345	20,671,080
	4 市町村振興費	33,147,667	△ 390,770	32,756,897
	5 選挙費	1,172,197	△ 80,365	1,091,832
	6 防災費	3,369,022	△ 97,409	3,271,613
3 民生費		104,571,060	7,555,172	112,126,232
	1 社会福祉費	64,368,655	3,032,779	67,401,434
	2 児童福祉費	30,583,447	4,543,472	35,126,919
	4 災害救助費	182,268	△ 21,079	161,189
4 衛生費		36,059,505	△ 18,601	36,040,904
	1 公衆衛生費	14,871,134	69,863	14,940,997
	2 環境衛生費	2,121,026	△ 42,000	2,079,026
	3 環境保全費	2,809,682	△ 27,721	2,781,961
	4 保健所費	2,037,853	△ 5,185	2,032,668
5 労働費		8,532,630	△ 13,558	8,519,072
	5 医薬費	6,128,685	261,245	6,389,930
	1 労働費	4,958,319	261,245	5,219,564
		61,676,714	△ 43,875	61,632,839
	1 農業費	21,674,158	△ 20,368	21,653,790
6 農林水産業費		27,626,495	△ 149,217	27,477,278
	3 農地費	1,821,392	82,187	1,903,579
	4 林業費	8,152,539	43,523	8,196,062
	5 水産業費	41,113,869	2,035,161	43,149,030
	1 商業費	7,910,680	△ 106,742	7,803,938
7 商工費		23,945,085	1,795,734	25,740,819
	2 工鉱業費	9,258,104	346,169	9,604,273
	3 観光費	108,928,339	△ 528,015	108,400,324
8 土木費		26,816,702	△ 214,643	26,602,059
	1 土木管理費	33,048,962	△ 660,216	32,388,746
	2 道路橋りょう費			

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
9 警 察 費	3 河川海岸費	6,857,644	64,139	6,921,783
	4 港湾費	10,492,870	△ 24,800	10,468,070
	5 都市計画費	22,661,850	△ 71,254	22,590,596
	6 住宅費	4,675,523	42,607	4,718,130
	7 空港費	4,374,788	336,152	4,710,940
	1 警察管理費	32,128,375	△ 225,336	31,903,039
	2 警察活動費	29,347,597	△ 330,880	29,016,717
10 教 育 費	1 教育総務費	2,780,778	105,544	2,886,322
	2 小学校費	160,449,363	△ 933,887	159,515,476
	3 中学校費	13,735,055	△ 528,005	13,207,050
	4 高等学校費	49,029,793	△ 330,301	48,699,492
	5 高等学 校費	30,293,818	△ 124,935	30,168,883
	6 特別支援学校費	45,430,648	24,765	45,455,413
	7 社会教育費	14,949,727	35,002	14,984,729
11 災 害 復 旧 費	1 農林水産施設災害復旧費	2,965,542	△ 10,413	2,955,129
	2 土木施設災害復旧費	5,191,541	△ 1,161,212	4,030,329
12 公 債 費	1 農林水産施設災害復旧費	3,167,710	△ 594,479	2,573,231
	2 土木施設災害復旧費	1,957,457	△ 566,733	1,390,724
13 諸 支 出 金	1 公 債 費	72,662,957	△ 1,170,000	71,492,957
	4 財政調整基金積立金	72,662,957	△ 1,170,000	71,492,957
歳 出	5 果有施設整備基金積立金	30,191,004	15,125,576	45,316,580
	7 配当交付金	14,408	10,488,520	10,502,928
	8 株式等譲渡所得割交付金	929,133	130,498	1,059,631
	11 減債基金積立金	170,467	189,637	360,104
	14 地方消費税清算金	48,760	219,364	268,124
合 計		34,661	2,001,652	2,036,313
		14,173,333	2,095,905	16,269,238
		742,299,600	20,517,512	762,817,112

第 2 表 繰越明許費補正			
(追加)	項	事業名	金額 千円
2 総務費	1 総務管理費		12,061,320
	2 企画費	女性力・地域人材育成促進事業	2,659
3 民生費	1 社会福祉費	通信施設改修事業	4,328,427
		総合行政情報通信ネットワーク高度化事業	820,359
		地方版総合戦略策定事業	20,000
		離島航空路確保対策事業費	491,671
		離島航路運航安定化支援事業	245,023
		公共交通利用環境改善事業	1,183,803
		公共交通利用による消費喚起事業	600,000
		離島地区情報通信基盤整備推進事業	785,074
		移住定住促進事業	30,022
		島の魅力再発見推進事業	15,219
		離島生活コスト低減事業	89,916
4 市町村振興費		7,630,000	
6 防災費		沖繩振興特別推進交付金(市町村)	7,500,000
		沖繩振興特別推進交付金町村支援事業	130,000
3 民生費	1 社会福祉費	不発弾等処理事業費	100,234
			2,764,319
			2,560,012
		福祉・介護人材育成促進事業	24,670
		うるま婦人寮改築等工事	598,071
		障害児者福祉施設等整備事業費	1,339,236
		障害児者福祉施設等整備事業費(一括交付金分)	52,948
		老人福祉施設整備事業費	324,370
		介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業	69,540
		子育て支援世帯ガソリン購入費助成事業	151,187
		2 児童福祉費	

款	項	事業名	金額 千円	
4 衛生費	1 公衆衛生費	放課後児童クラブ支援事業	30,727	
		待機児童対策特別事業	46,388	
		認可保育所における保育士の正規雇用促進事業	109,631	
		少子化実態調査事業	8,798	
		若夏学院運営費	8,763	
			1,111,617	
			1,007,898	
		感染症予防事業費	5,400	
		衛生環境研究所施設整備事業	898,466	
		沖縄県衛生環境研究所ハブ研究棟施設整備事業	104,032	
2 環境衛生費		4,998		
	犬捕獲抑留事業費	4,998		
3 環境保全費		8,589		
	自然公園施設整備事業費(補助事業)	8,589		
5 医薬費		90,132		
	医療施設近代化施設整備事業	90,132		
5 労働費	1 労政費		34,014	
		働きやすい環境づくり支援事業	34,014	
6 農林水産業費	1 農業費		9,000,054	
		中央卸売市場活性化事業	1,258,932	
		県産農林水産物販売促進プレミアム商品券発行事業	536,100	
		県産農林水産物販路拡大・認知度向上事業	35,570	
		地域農業経営支援整備事業	50,174	
		災害に強い栽培施設の整備事業	453,936	
			183,152	
		2 畜産業費		39,741
		3 農地費		39,741
			6,367,779	
	23,048			
	650,538			
	100,000			

款	項	事業名	金額 千円
4 林業費		琉球石灰岩地帯における貯水池の建設工法確立事業	39,590
		農業集落排水事業	941,675
		村づくり交付金事業費	509,502
		水質保全対策事業費	1,038,381
		基幹水利施設管理事業費	12,933
		農山漁村活性化対策整備事業	1,454,099
		県営通作条整備事業	26,139
		農業基盤整備促進事業(補助金事業)	513,696
		農業基盤整備促進事業(交付金事業)	549,242
		海岸保全施設長寿命化計画策定事業	2,765
		海岸保全管理費	5,300
		県営農地保全整備事業費(補助事業)	375,258
		団体営農地保全整備事業費	110,532
		地すべり対策事業費	8,403
		団体営中山間地域総合整備事業費	6,678
		5 水産業費	
林業構造改善事業費	9,960		
造林奨励費	51,464		
治山事業費(補助金事業)	104,610		
治山事業費(交付金事業)	147,910		
治山施設整備費	151,869		
治山施設維持管理費	2,001		
	2,016		
	863,772		
	573,677		
	16,820		
	19,832		
	23,691		
	9,575		
	115,812		
	3,519		
	16,434		

款	項	事業名	金額 千円
7 商工費		漁港漁場計画調査費	2,765
		水産流通基盤整備事業	81,647
		1 商業費	10,229,002
		2 工鉱業費	4,632,595
		航空機整備基地整備事業	4,632,595
		地域力活用型販路拡大応援事業	3,879,732
		沖縄県産業活性化消費拡大支援事業	46,775
		スポーツママネジメント人材育成事業	800,000
		IT技術者U・I・Jターン受入促進事業	27,632
		沖縄デジタルコンテンツ産業人材基盤構築事業	26,698
		ソフトウェア検証産業界育成事業	63,439
		沖縄機能性食品推進モデル事業	40,840
		国際物流拠点産業集積地域賃貸工場整備事業	46,927
		沖縄工芸品販路拡大支援事業	2,769,324
		製造業雇用拡大事業	34,097
		3 観光費	24,000
		空手道会館(仮称)建設事業	1,716,675
沖縄観光とういむち商品券事業	1,271,692		
沖縄国際映画祭連携イベント促進事業	352,000		
世界空手連盟プレミアリーグ開催支援事業	30,845		
日本代表強化合宿拠点事業	20,000		
伝統芸能公演等鑑賞促進事業	29,838		
6 土木費	12,300		
1 土木管理費	6,957,303		
2 道路橋りょう費	2,128,131		
沖繩振興公共投資交付金(港湾課市町村事業)	423,293		
沖繩振興公共投資交付金(下水道課市町村事業)	1,564,727		
住宅・建築物安全ストック形成事業	20,103		
耐震不適格建築物基本調査	5,908		
モノレール旭橋駅周辺地区再開発事業	114,100		
道路整備関連廃棄物処理事業	565,937		
		304,593	

款	項	事業名	金額 千円
		道路管理費(道路管理課)	3,000
		道路橋りょう調査費(道路街路課)	26,096
		道路路台帳整備費	28,800
		市町村道指導監督事務費	5,272
		効果促進事業(管理)	8,935
		県単舗装・災害防除事業費	36,100
		無電柱化推進事業(要請者負担方式)	38,500
		うちなーロードセーフティ事業	5,097
		沖縄振興公共投資交付金(道路)(効果促進)	59,222
		県単道路事業費	3,671
		都市モノレール整備事業費(県単)	46,651
		3 河川海岸費	672,269
		河川調査費	22,835
		河川維持費	2,363
		自然災害防止事業(河川)	199,000
		一般河川改修事業費	149,759
		臨時河川等整備事業費(河川)	31,454
海岸老朽化対策事業費	9,000		
海岸整備備費	71,136		
砂防事業費	20,822		
総合流域防災事業費(砂防)	101,200		
海岸・砂防台帳整備費	2,800		
海岸・砂防管理費	19,900		
海岸・砂防調査費	42,000		
4 港湾費	642,606		
港湾維持管理事業費	23,593		
港湾調査費	20,141		
那覇港物流機能等強化事業	92,300		
那覇港における人流・物流拠点港湾整備事業	78,000		
運天港陸上電力供給施設整備事業	38,820		
中城湾新港地区物流拠点化促進調査	8,025		
中城湾新港地区港湾機能強化整備事業	34,650		

款	項	事業名	金額 千円
		中城湾港新港地区港湾管理施設整備事業	14,250
		港湾海岸維持管理事業費	2,282
		港湾海岸調査費	2,760
		港湾海岸事業費	202,000
		港湾海岸老朽化対策事業費	125,785
			670,873
	5 都市計画費	宮古圏域広域公園基本計画策定等事業費	21,109
		組合等区画整理事業費	350,112
		市街地再開発事業費	145,050
		農連市場地区マゾブゾーン再生支援事業	50,510
		街路管理費	19,118
		県単街路事業費	19,025
		沖縄振興公共投資交付金事業費(効果促進)(街路)	20,000
		公園費(単独事業)	15,299
		沖縄県総合運動公園プロサッカースタジアム事業	30,650
			120,826
	6 住宅費	県営住宅建設費(単独事業)	50,826
		地域居住機能再生推進費	70,000
			2,156,661
	7 空港費	公共離島空港整備事業	1,627,721
		離島空港交流拠点形成事業	100,447
		南北大東空港夜間照明整備事業	56,663
		県単離島空港整備事業費	296,700
		新石垣空港国際線旅客施設強化事業	75,130
			105,544
9 警察費			105,544
	2 警察活動費	犯罪抑止対策強化事業	105,544
			3,785,543
10 教育費			2,376,588
	1 教育総務費	離島児童・生徒支援センター(仮称)整備事業	648,099
		公立学校施設整備事業(公共投資交付金)	1,666,881
		県立学校施設整備事業	61,608

款	項	事業名	金額 千円
	4 高等学校費	高等学校施設改装・改修事業費	361,773
		普通教室ネットワーク構築事業	63,904
		県立学校産業教育研究活動設備整備事業費	107,893
		学校施設整備補助事業費(騒音対策)	36,954
		学校施設整備管理事業費(公共投資交付金)	93,063
		高等学校施設耐震補強事業	15,603
			44,356
	5 特別支援学校費		77,978
		特別支援学校施設改装・改修事業費	76,048
		施設整備管理事業費(公共投資交付金)	1,930
	6 社会教育費		793,204
		文化財補助事業費	1,678
		青少年教育施設大規模修繕事業	22,784
		石川青少年の家改築事業	768,742
	7 保健体育費		176,000
		沖縄スポーツアイランド拠点会館(仮称)整備支援事業	176,000
11 災害復旧費			1,641,296
	1 農林水産施設 災害復旧費	農地農業用施設災害復旧費(補助事業)	115,343
		県営林道施設災害復旧事業費(補助事業)	113,982
		団体営林道施設災害復旧事業費	253,081
		県営林道施設災害復旧事業費(単独事業)	1,500
		漁港漁場災害復旧事業費(補助事業)	874,810
		漁港漁場災害復旧事業費(単独事業)	32,211
		農林水産施設災害復旧事業(単独災害)	202,669
			47,700
	2 土木施設災害 復旧費	県単港湾災害復旧事業費(港湾課)	21,000
		県単港湾災害復旧事業費	26,700
	合計		47,690,012

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額 千円	事業名	金額 千円
3 民生費	2 児童福祉費	安心こども基金事業 (子育て支援課)	1,581,539	安心こども基金事業 (子育て支援課)	4,676,766
		待機児童解消支援基金事業	20,103	待機児童解消支援基金事業	4,676,766
6 農林水産業費	3 農地費		4,342,793		110,760
			1,017,904		8,916,169
8 土木費	1 土木管理費	農地整備事業 (補助金事業)	52,500	農地整備事業 (補助金事業)	3,224,720
		水利施設整備事業 (補助金事業)	274,365	水利施設整備事業 (補助金事業)	360,666
		水利施設整備事業 (交付金事業)	574,980	水利施設整備事業 (交付金事業)	863,804
		県営ため池等整備事業費 (補助事業)	56,464	県営ため池等整備事業費 (補助事業)	1,770,848
		団体営ため池等整備事業費	59,595	団体営ため池等整備事業費	121,927
			1,169,372		107,475
			9,180		3,535,932
		漁港海岸事業費	9,180	漁港海岸事業費	207,858
		水産物供給基盤 機能保全事業	500,157	水産物供給基盤 機能保全事業	1,073,046
		漁村地域整備交付金	58,612	漁村地域整備交付金	489,217
	166,243		418,251		
	435,180		418,251		
	23,901,308		1,347,560		
	5,132,420		55,565,356		
	2,474,793		14,477,494		
	187,929		6,420,249		
	2,121,553		2,773,119		
	348,145		4,113,700		
			1,170,426		

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額 千円	事業名	金額 千円
2 道路橋りょう費		公共交通安全事業	34,000	公共交通安全事業	18,667,395
		無電柱化推進事業	727,690	無電柱化推進事業	641,193
		道路防災保全事業	793,422	道路防災保全事業	1,300,690
		地域連携推進事業費 (地域高規格道路)	120,000	地域連携推進事業費 (地域高規格道路)	3,121,272
		社会資本整備総合交付金 (道路)	2,260,372	社会資本整備総合交付金 (道路)	874,258
		沖縄振興公共投資交付金 (道路)	3,544,808	沖縄振興公共投資交付金 (道路)	4,174,002
		沖縄振興公共投資交付金 (道路)	1,785,170	沖縄振興公共投資交付金 (道路)	5,347,103
		整備事業費(道路)	1,327,870	整備事業費(道路)	3,208,877
			1,327,870		3,504,067
			14,569		18,554
3 河川海岸費		河川受託事業費	9,850	河川受託事業費	21,850
		河川総合開発事業費	643,763	河川総合開発事業費	1,923,605
		社会資本整備総合交付金 (河川)	42,000	社会資本整備総合交付金 (河川)	635,058
		海岸事業費	90,000	海岸事業費	120,000
		地すべり対策事業費	233,100	地すべり対策事業費	359,760
		急傾斜地崩壊対策事業費	132,000	急傾斜地崩壊対策事業費	156,000
		自然災害防止事業費 (砂防等)	102,800	自然災害防止事業費 (砂防等)	149,542
		海岸・砂防維持費	19,788	海岸・砂防維持費	79,698
			2,599,328		4,703,629
			1,785,000		2,371,507
4 港湾費		東海岸における海洋性 レジャー拠点創出事業	56,000	東海岸における海洋性 レジャー拠点創出事業	503,099
		沖縄振興公共投資交付金 (港湾事業)	329,000	沖縄振興公共投資交付金 (港湾事業)	1,328,727
		県単港湾施設費	10,000	県単港湾施設費	80,968

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額 千円	事業名	金額 千円
10 教育費	5 都市計画費	都市計画策定費	14,820	都市計画策定費	22,545
		沖繩振興公共投資交付金事業費(街路)	991,999	沖繩振興公共投資交付金事業費(街路)	4,720,521
		沖繩都市モノレール道整備事業費(街路)	1,616,574	沖繩都市モノレール道整備事業費(街路)	3,457,817
		都市モノレール効果促進事業	126,600	都市モノレール効果促進事業	452,221
		公園費(社会資本交付金)	106,680	公園費(社会資本交付金)	641,533
		公園費(公共投資交付金)	367,142	公園費(公共投資交付金)	820,841
11 災害復旧費	6 住宅費		179,734		1,924,608
		住宅企画費(補助事業)	9,234	住宅企画費(補助事業)	24,739
		県営住宅建設費(社会資本)	117,000	県営住宅建設費(社会資本)	670,581
		県営住宅建設費(公共投資)	53,500	県営住宅建設費(公共投資)	1,229,288
4 高等学校費	5 特別支援学校費		477,900		3,304,693
			84,621		2,817,959
		学校施設整備補助事業費(公共投資交付金)	24,400	学校施設整備補助事業費(公共投資交付金)	1,707,835
		学校施設整備補助事業費(交付金・超過負担)	46,221	学校施設整備補助事業費(交付金・超過負担)	1,096,124
			393,279		486,734
		施設整備補助事業費(公共投資交付金)	204,921	施設整備補助事業費(公共投資交付金)	270,487
2 土木施設災害復旧費	11 災害復旧費	施設整備補助事業費(交付金・超過負担)	75,920	施設整備補助事業費(交付金・超過負担)	103,809
			547,681		1,150,181
合計	2 土木施設災害復旧費		547,681		1,150,181
		河川等災害復旧事業費	103,381	河川等災害復旧事業費	167,381
		港湾災害復旧事業費	444,300	港湾災害復旧事業費	982,800
	合計	30,851,221		73,613,165	

第3表 債務負担行為補正 (変更)					
事項	項	補正前		補正後	
		期間	限度額 千円	期間	限度額 千円
衛生研究所費	[県営都市公園]指定管理料	平成27年度	2,339,160	平成27年度	2,373,160
		平成27年度から平成31年度まで	1,300,439	平成27年度から平成31年度まで	3,211,539

第4表 地方債補正					
起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額 千円	補正額 千円			
庁舎整備事業	382,500	△ 151,000	(借入方法)	年9%以内	償還期間は、据置
沖縄振興特別推進交付金事業	3,975,100	△ 85,700	証書借入又	(ただし、	期間を含め30年以
社会福祉施設整備事業	432,400	279,600	は証券発行	利率見直し	内とする。
公共事業等	13,688,400	△ 114,000	による。	方式で借り	償還方法は、元利
県営住宅建設事業	999,900	9,600	発行価格が	入れる資金	均等、元金均等等
県単離島空港整備事業	385,600	△ 231,300	額面金額を	について、	による。
特別支援学校施設整備事業	246,400	43,800	下回るとき	利率の見直	ただし、財政の都
災害復旧事業	1,246,000	△ 262,600	は、その発	しを行った	合により、据置期
臨時財政対策債	39,500,000	△ 521,500	行差額をう	後において	間中であつても繰
			めるため必	は、当該見	上償還し、償還年
			要な金額を	直し後の利	限を変更し、又は
			これに加算	率)	借り換えることが
			した金額と		できる。
			することが		
			できる。		
			(借入時期)		
			平成26年度、		
			ただし、事		
			業その他の		
			都合により、		
			その一部又		
			は全部を後		
			年度に繰り		
			延べて起債		
			することが		
			できる。		
合 計	69,187,200	△ 1,033,100	68,154,100		

(変更)

第4表 地方債補正

平成26年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)

平成26年度沖縄県農業改良資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から12,643千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ95,086千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2	繰越金		81,366	△ 12,643	68,723
	1	繰越金	81,366	△ 12,643	68,723
		合計	107,729	△ 12,643	95,086
歳出	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1	農林水産業費		102,339	△ 12,643	89,696
	1	農業費	102,339	△ 12,643	89,696
		合計	107,729	△ 12,643	95,086

平成26年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計
補正予算（第1号）

平成26年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に44,334千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ887,283千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 諸収入			682,139	44,334	726,473
		1 貸付金元利収入	682,139	44,334	726,473
歳入		合計	842,949	44,334	887,283
歳出	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 公債費			674,483	44,334	718,817
		1 公債費	674,483	44,334	718,817
歳出		合計	842,949	44,334	887,283

平成26年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度沖縄県下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額 千円
1 土木費			3,605,615
	1 都市計画費		3,605,615
		中部流域公共投資建設費 (沖繩振興下水道建設交付金)	1,172,709
		中部流域下水道建設費 (社会資本整備総合交付金)	2,204,578
		中城湾南部流域下水道建設費	228,328
合	計		3,605,615

(変更)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額 千円	事業名	金額 千円
1 土木費			90,000		232,030
	1 都市計画費		90,000		232,030
		中城湾流域下水道建設費	90,000	中城湾流域下水道建設費	232,030
合	計		90,000		232,030

平成26年度沖繩県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)

平成26年度沖繩県沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から50,776千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ102,384千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額		補正額		計
			千円	千円	千円	千円	
1	繰越金		128,696	△ 37,510		91,186	
		1 繰越金	128,696	△ 37,510		91,186	
2	諸収入		24,464	△ 13,266		11,198	
		2 貸付金元利収入	23,266	△ 13,266		10,000	
	歳入	合計	153,160	△ 50,776		102,384	

歳出

歳出	款	項	補正前の額		補正額		計
			千円	千円	千円	千円	
1	農林水産業費		153,160	△ 50,776		102,384	
		1 水産業費	153,160	△ 50,776		102,384	
	歳出	合計	153,160	△ 50,776		102,384	

平成26年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額 千円
1 中央卸売市場事業費			644,501
	1 中央卸売市場事業費		644,501
		中央卸売市場活性化事業施設整備費	644,501
合	計		644,501

平成26年度沖繩県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業
特別会計補正予算（第1号）

平成26年度沖繩県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に355,192千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,198,821千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

歳入	款	項	補正前の額		補正額	計
			千円	千円		
1	財産収入		729,574		345,462	1,075,036
		1 財産売却収入	684,921		380,234	1,064,555
2	繰越金	2 財産運用収入	45,253		△ 34,772	10,481
			1		9,730	9,731
4	繰越債	1 繰越金		1	9,730	9,731
			2,113,827		△ 149,600	1,964,227
5	繰入金	1 県債	2,113,827		△ 149,600	1,964,227
			0		149,600	149,600
歳入	合計	1 一般会計繰入金	0		149,600	149,600
			2,843,629		355,192	3,198,821
歳出	款	項	補正前の額		補正額	計
			千円	千円		
2	公債費		2,799,975		355,192	3,155,167
		1 公債費	2,799,975		355,192	3,155,167
歳出	合計		2,843,629		355,192	3,198,821

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額			
中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業	千円 149,600	千円 △ 149,600	(借入方法) 0 証書借入又は証券発行による。 発行価格が入れる資金額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要金額を直し後の利率に見直しを行った後において、当該見直し後の利率を直し後の利率に換えることができる。	年9%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金均等、元金均等)による。 償還方法は、元利均等、元金均等	償還期間は、据置期間を含め30年以上とする。 償還方法は、元利均等、元金均等
合計	149,600	△ 149,600			

平成26年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第1号）

平成26年度沖縄県産業振興基金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から30,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ358,467千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
款	入金		241,461	△30,000	211,461
3	繰入金		241,461	△30,000	211,461
	歳入	1 基金繰入金	388,467	△30,000	358,467
		合計			
歳出					
款		項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1	産業振興費		388,467	△30,000	358,467
	歳出	1 産業振興費	388,467	△30,000	358,467
		合計	388,467	△30,000	358,467

平成26年度沖縄県中城湾港マリリン・タウン特別会計補正予算
(第2号)

平成26年度沖縄県中城湾港マリリン・タウン特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

(追加)		項	事業名	金額 千円		
款	1 港湾費					
1 土木費				71,897		
		1 港湾費		71,897		
			中城湾港マリリン・タウン土地造成事業	71,897		
	合	計		71,897		
(変更)						
		項	補正前		補正後	
款	1 土木費		事業名	金額 千円	事業名	金額 千円
			56,000		539,699	
		1 港湾費	56,000		539,699	
				中城湾港マリリン・タウン 機能施設整備事業	539,699	
	合	計	56,000		539,699	

平成26年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度沖縄県駐車場事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の既定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

(追加)		項	事業名	金額
款				千円
1	土木費			22,830
		1	道路橋りょう費	22,830
			駐車場整備事業費	22,830
	合	計		22,830

平成26年度沖繩県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成26年度沖繩県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から1,170,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81,639,184千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1	繰 入	金	72,609,184	△ 1,170,000	71,439,184
	歳 入	1 一 般 会 計 繰 入 金	72,609,184	△ 1,170,000	71,439,184
	合 計		82,809,184	△ 1,170,000	81,639,184
歳 出		項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1	公 債	費	82,809,184	△ 1,170,000	81,639,184
	歳 出	1 公 債 費	82,809,184	△ 1,170,000	81,639,184
	合 計		82,809,184	△ 1,170,000	81,639,184

平成26年度沖縄県水道事業会計補正予算（第2号）

(総 則)

第1条 平成26年度沖縄県水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 平成26年度沖縄県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた主要な建設改良事業を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(4) 主要な建設改良事業	13,738,017千円	308,667千円	14,046,684千円
イ 導送水施設整備事業	8,034,334	308,667	8,343,001

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。また、同条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,062,526千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額345,864千円、過年度分損益勘定留保資金2,945,235千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,152,193千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額352,506千円、過年度分損益勘定留保資金3,028,260千円」に改める。

(科 目)	収 入	
	（既決予定額）	（補正予定額）
第1款 資本的収入	14,027,810千円	269,000千円
第2項 国庫補助金	10,722,469	269,000
	支 出	
(科 目)	（既決予定額）	（補正予定額）
第1款 資本的支出	19,090,336千円	358,667千円
第1項 建設改良費	14,902,873	358,667
	（計）	
	14,296,810千円	19,449,003千円
	10,991,469	15,261,540

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--